共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

決 定 日

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	令和5年度抗原定性検査キット及びPCR検査キット配付事業
発 注 課	保)業務調整課
選定事業者	日本通運株式会社 札幌支店
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 抗原定性検査キット(以下「抗原キット」という。)配付事業(以下「事業1」という。)は、受託者の倉庫等に抗原キットを適切な方法で保管したうえ、検査対象者に対し、翌日までに配達するものである。また、PCR検査キット配付事業(以下「事業2」という。)も、検査対象者に対し、翌日までに配達するものであり、両事業とも、検査・キット発送の迅速性が求められる業務である。現在の契約では、事業1を日本通運株式会社(以下「受託者」という。)が、事業2をヤマト運輸株式会社が受託している。検査の迅速性から現在は抗原キットを使用して検査し、陽性の判定が出た場合、陽性者登録センターに登録するフローが主流となっており、PCR検査でしか対応できない事情がある場合も、個人宅を訪問し検体を回収する出張PCR事業を継続することから、感染拡大期を除き事業2は需要は小さく、事業1の契約と統合することで業務の効率化を図ることが出来る。事業1の契約に関して、受託者は現在、自社倉庫に抗原キットを保管し翌日までに配達を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに抗原キットが投函不可となった場合等は、玄関先等に抗原キットの配達を行った旨を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに抗原キットが投函不可となった場合等は、玄関先等に抗原キットの配達を行った旨お知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投函しており、翌日に再配達となるにお知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投函しており、翌日に再配達となるにおの確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査内制を維持することが有目のの確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査内制を維持することが可能な、受託者の取組に加え、現在の契約に基づく体制を維持することが有限を維持することが可能な業者が出るとな知知間が短く、他業者が当該期間で一から安定した抗原キット発送体制を整えることは困難である。以上により、切れ目なく継続した検査体制を維持し、迅速な検査に繋げることが可能な業者は上記業者が唯一であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行した記述されると判断し、上記を対象を対しても着実な履行が見込まれると判断し、上記を対象を対象を対象をで当該業務を確実に履行した記述を対象をで当該業者を確実に履行していることから、令和5年4月1日以降においても着実な履行が見込まれると判断し、上記を対象を対象を確実に履行していることから、令和5年4月1日以降においても着実な履行が見込まれると判断し、上記を対象を対象を対象を確実に履行していることがあるを対象を確実に履行していることがあるを対象を確実に履行していることがあるを対象を確実に履行していることがあると判断し、といいのは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	
業者を相手方とした随意契約を行う。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)

令和5年 3月 10日